

美術館整備に向けた設計者の選定について

1 設計者選定の手続き

『滋賀県立美術館整備基本計画』(令和8年3月策定)に基づき、令和8年度中に設計者(設計業務の委託先)を選定し、契約を締結後、設計に着手する。

(1) 設計業務の概要(予定)

- ・ 業 務 名: 滋賀県立美術館増築その他設計業務委託
- ・ 契約期間: 令和9年3月から令和11年3月まで
- ・ 予 算 額: 723,965,000 円以内(税込)※令和8年度から令和10年度までの債務負担行為済
- ・ 設計概要: 以下に係る基本設計および実施設計一式
美術館整備 増築 3,500 m²～4,000 m²程度(純増面積)
改修 8,000 m²程度(設計内容により変動)
びわこ文化公園整備(例:園路整備、北駐車場トイレ改善等)

(2) 設計者の選定方法:「公募型プロポーザル方式」(予定)

- ・ 整備基本計画を具体化し、美術館とびわこ文化公園(以下「公園」という。)との融合により、世界に向けて発信できる魅力的な空間を創出するためには、既存の枠にとらわれない豊かな発想と優れた提案力が不可欠
- ・ 増改築に伴う複雑な技術的課題に対し、確かな解決能力を有する設計者を選定することが極めて重要であり、こうした要件を満たす必要
- ・ これらを踏まえ、設計者を選定する方法は、美術館整備にふさわしい設計者を幅広く募り、提案力、技術力、実施体制、経済性、実績を公正かつ総合的に評価する「公募型プロポーザル方式」を予定

(3) 選定審査委員会の設置(滋賀県建設コンサルタント等選定審査委員会規則第5条に基づく部会)

- ・ 設計者選定のための審査委員会は、専門的見地からプロポーザル参加者を公平かつ客観的に評価できるよう、美術館をはじめ、公共建築やランドスケープ、デザイン等の視点を踏まえ、次の5名(敬称略、五十音順)で構成

氏名	所属・役職等	分野
岡崎 真理子	グラフィックデザイナー、REFLECTA, Inc. 主宰	デザイン
小野田 泰明	建築学者、建築計画者、東北大学大学院工学研究科 教授、日本建築学会会長	建築計画
高橋 晶子 (副委員長)	建築家、ワークステーション主宰、武蔵野美術大学建築学科教授	建築デザイン
内藤 廣 (委員長)	建築家、株式会社内藤廣建築設計事務所 代表、多摩美術大学学長、東京大学名誉教授	建築デザイン、構造、ランドスケープ
保坂 健二郎	滋賀県立美術館 ディレクター(館長)	美術館運営

- ・ 設置期間: 令和8年10月～令和9年3月

(4) 選定過程の公開

これからの美術館のめざす姿や整備について県民等に幅広く関心を持っていただけるように、設計者選定の過程の公開や情報発信を行う。

- ・プレゼンテーションや技術提案書の公開
- ・美術館整備に関する県民参加型ワークショップの開催
- ・選定過程の記録(アーカイブ化)と公開

(5) 設計者選定のスケジュール

令和8年10月上旬 第1回選定審査委員会(仕様等の検討)
10月下旬 プロポーザル公告
11月中旬 県民参加型ワークショップ(予定)
12月中旬 第2回選定審査委員会(1次審査・書類審査)
令和9年3月上旬 第3回選定審査委員会(2次審査・プレゼンテーション審査)
3月下旬 設計業務委託契約締結
4月～ 設計業務開始(令和9年度:基本設計、令和10年度:実施設計)

2 整備基本計画に基づく設計の主な視点

(1) キッズアートセンターの設置

- ・フランスのポンピドゥー・センターによる今年度の予備調査に続き、令和9年度以降も、設計段階から再開館まで、継続したパートナーシップ契約を予定

(2) 目玉となる作品の専用展示室の設置

- ・インバウンドを含め、国内外の誘客に訴求力の強い米国の芸術家ジェームズ・タレル作品の早期購入を目指し、その専用展示空間の設置を予定

(3) 滋賀ゆかりの作品をいつでも鑑賞できる「収蔵庫としての展示室」の設置

(4) 若手や滋賀の作家をはじめ多様な展示を行うギャラリーとスタジオの設置

(5) びわこ文化公園と一体となった整備(園内サイン、回遊性の向上)

(6) 公園でアートと出会う仕掛けづくり(野外展示作品の充実)

- ・美術館敷地内および公園内各所への新たな野外展示作品の設置に向け、準備を進める。

(7) 誰もが利用しやすく、また学校団体や教育旅行等の利用拡大に向けた駐車場整備

「子どもも大人も来たくなる 未来をひらく美術館」実現のため
今後、設計提案を受ける段階や整備を進めるにあたり踏まえるべき点

- ・将来を見据えた美術館にふさわしい機能の確保
- ・公園と一体となった整備(美術館へのアクセス向上を含む)
- ・だれもが利用できるユニバーサルミュージアム
- ・持続可能性を見据えた建物(CO2 ネットゼロの推進、県産材活用等)
- ・県民の誇り・県の象徴となるような魅力ある建物

(整備基本計画より)